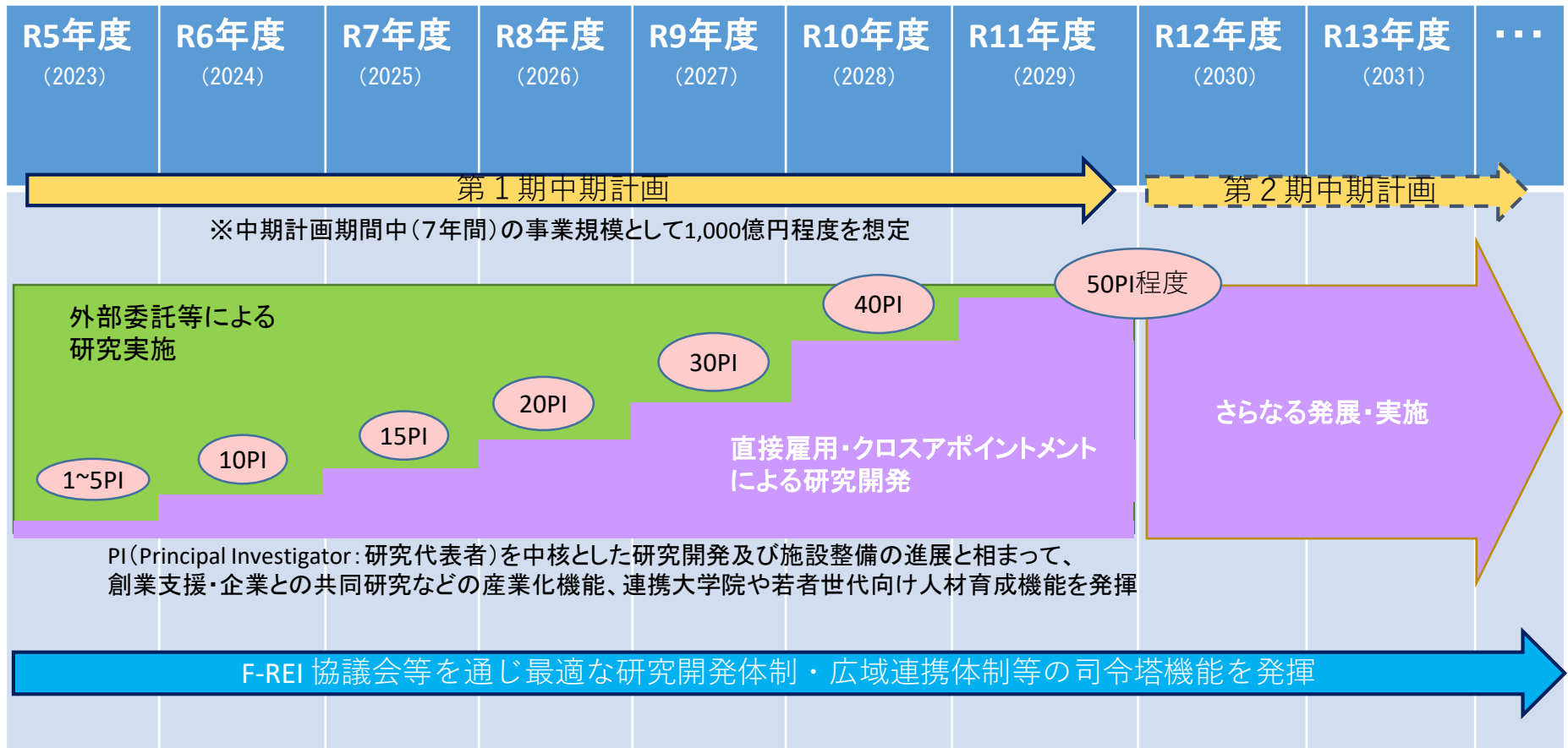


今後のスケジュール等



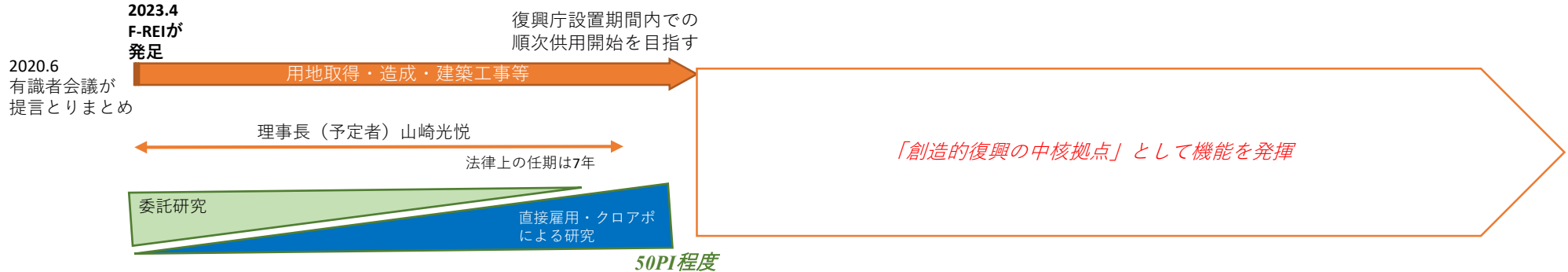
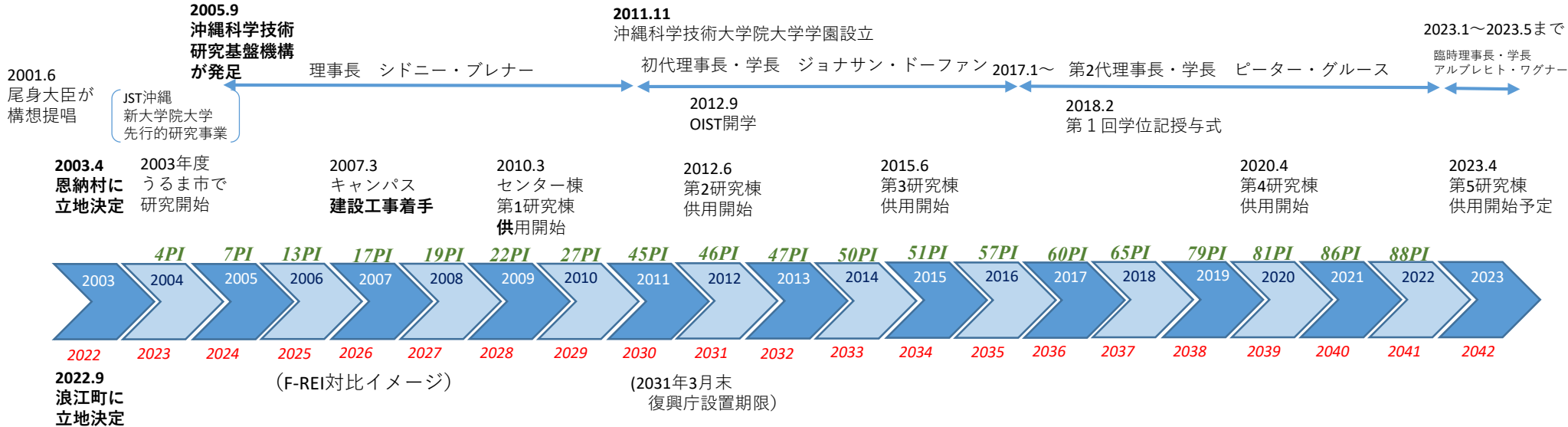
施設整備

復興庁設置期間内での順次供用開始を目指すこととし、さらに可能な限りの前倒しに努める

- 施設基本計画のとりまとめ、都市計画手続き
- 基本・実施設計、用地取得
- 造成工事
- 建設工事 → 竣工後順次供用開始

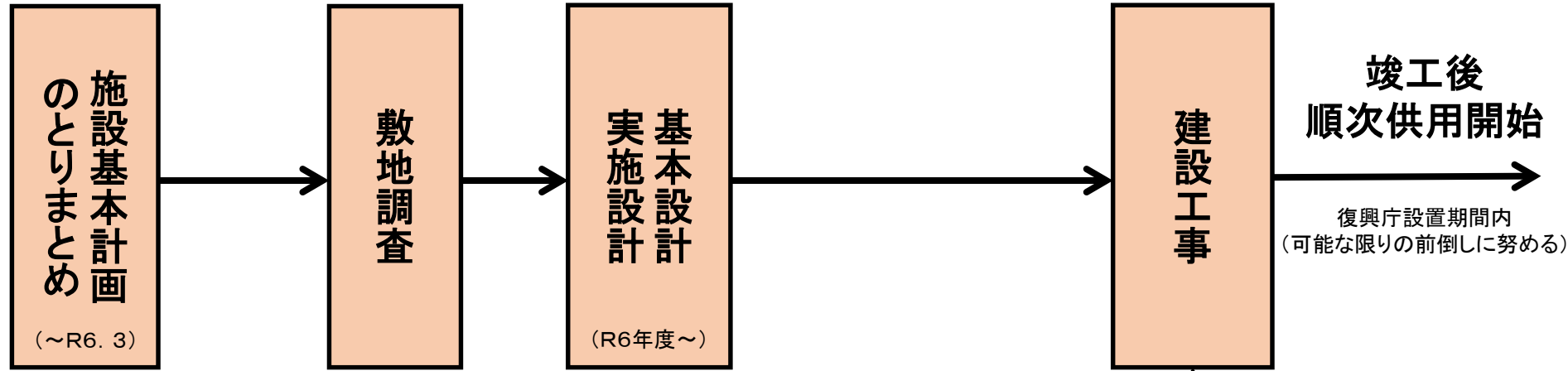
OISTとF-REIのスケジュール等対比

OIST: 沖縄科学技術大学院大学

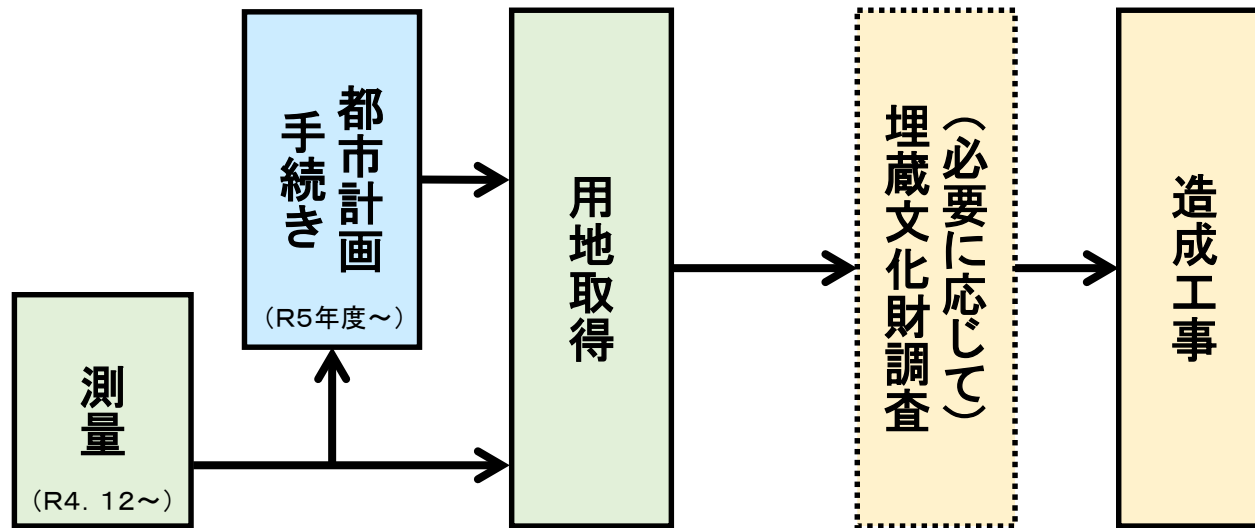


F-REI 本施設整備の進め方(イメージ案)

建物関連



敷地関連



F-REIに関する当面の主なスケジュール（想定案）

※現時点における想定であり、内容そのものや実施の有無を含め、変更可能性あり

- ① 令和5年1月27日 新産業創出等研究開発協議会 準備会合
- ② ~令和5年3月末 中期目標（案）の作成（主務大臣）
- ③ 令和5年4月初旬 F-REI設立（開所式）、中期目標の指示
- ④ 令和5年4月初旬 F-REI中期計画等の公表
- ⑤ 令和5年4月上旬 新産業創出等研究開発協議会 構成員委嘱準備（意向確認等）
- ⑥ 令和5年4月15日 F-REI開設記念シンポジウム（いわき市）
- ⑦ 令和5年5月上旬 第1回 新産業創出等研究開発協議会
※ 以後順次、各ワーキンググループを設置、開催
- ⑧ 令和5年5月～令和6年3月 令和5年度F-REI トップセミナー（各大学、高専、高校等で順次開催）
- ⑨ 令和5年6月～令和6年3月 F-REI 座談会（仮称）（15市町村ごとに順次開催）
- ⑩ 令和5年8月末 令和6年度政府予算概算要求
- ⑪ 令和5年9月 第2回 新産業創出等研究開発協議会

F-REIの中期目標、中期計画の策定について

中期目標、中期計画について

○福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）（抄）

（中期目標）

第百十二条 主務大臣は、七年間において機構が達成すべき研究開発等業務（第百十条第一項各号に掲げる業務のうち、第百十七条第一項に規定する助成等業務を除いたものをいう。以下同じ。）についての運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを機構に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2、3 略

4 主務大臣は、中期目標を定め、又は変更するときは、あらかじめ、復興推進委員会及び総合科学技術・イノベーション会議の意見を聴かなければならない。

5 主務大臣は、前項の規定により中期目標に係る意見を聴くときは、あらかじめ、原子力災害からの福島復興及び再生の推進を図る見地からの福島県知事の意見を聴かなければならない。

（中期計画）

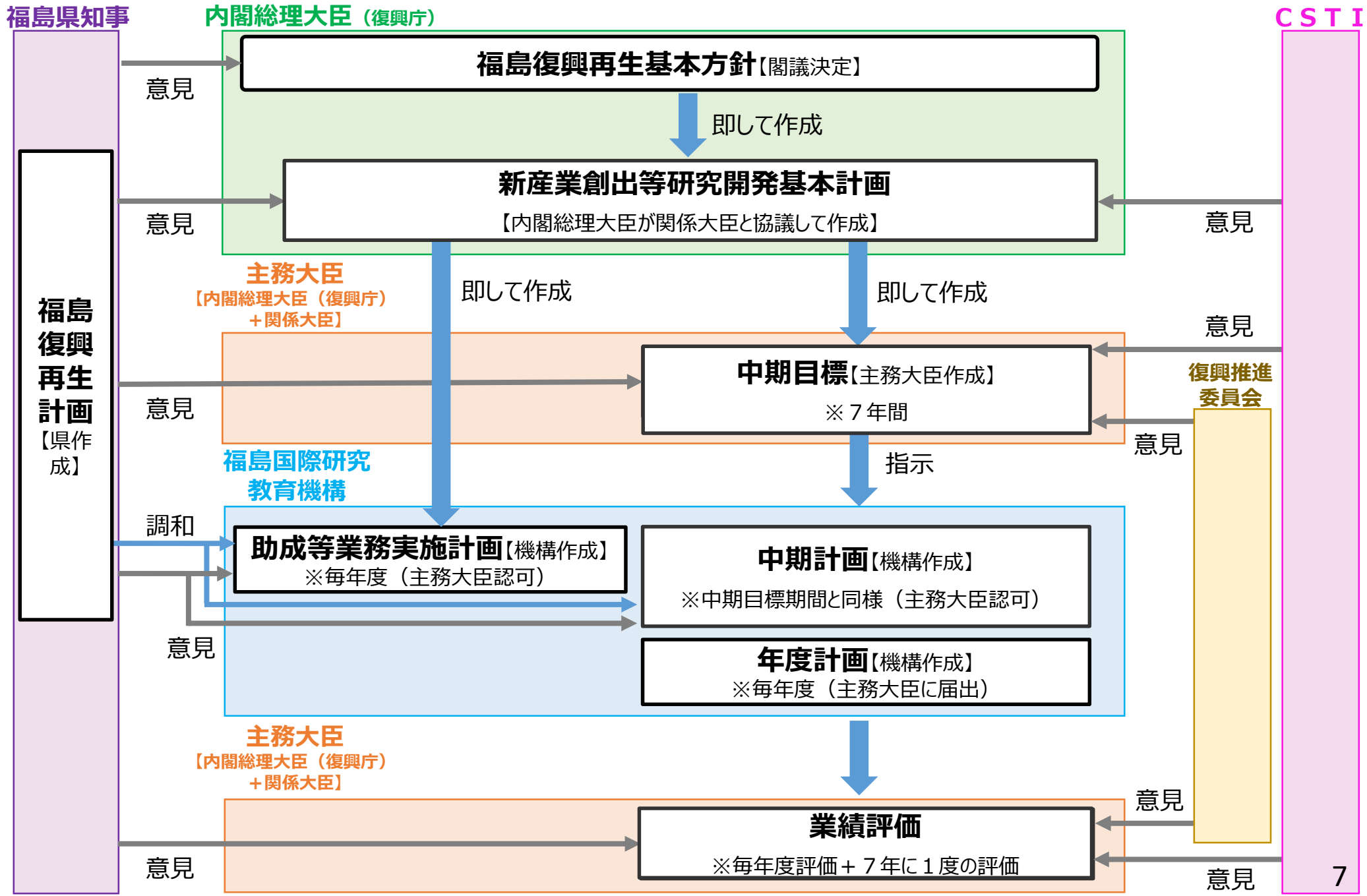
第百十三条 機構は、前条第一項の規定により中期目標の指示を受けたときは、主務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。

2～7 略

策定のスケジュール

R4年度				R5年度
12月	1月	2月	3月	
中期目標（案）の作成（主務大臣）				策定・ 機構に指示
		中期目標意見聴取 （復興推進委員会・科技イ ノベ会議・福島県知事）		中期計画 作成・認可

(参考) 福島国際研究教育機構に係る計画体系



F-REI開設記念イベント等（開催案）

令和5年4月の福島国際研究教育機構（F-REI）の設立を記念し、設立日に看板除幕式等の開所式を行うとともに、F-REIの知名度向上を図るため、ICRU国際会議がいわき市で開催されるタイミングをとらえ、F-REIの役割、機能、今後の活動計画等を国内外に発信するためのF-REI設立記念シンポジウムを開催する。

F-REI 開所式

- 開催日：令和5年4月初旬
- 会場：F-REI仮事務所（浪江町ふれあい福祉センター）



- 実施内容：
 1. 除幕式（ふれあい福祉センター入口）
 2. 記念撮影
 3. 祝辞・訓示
 4. F-REI理事長就任記者会見

※ 会場の都合上、限定した関係者のみでの実施を予定

F-REI 設立記念シンポジウム

- 開催日時：令和5年4月15日（土）13:00～16:30
- 会場：いわきワシントンホテル
- 参加数：200名程度
（別途、WEB 同時配信）



- プログラム案（調整中）
 1. 来賓あいさつ等
 2. 基調講演及び招待講演
 3. 地元企業等による活動紹介
 4. 地元生徒による発表

ICRU年次会合 4月16日～19日

ICRU国際シンポジウム 4月19日（会場は上記と同じ）

※ ICRU：国際放射線単位測定委員会。ベクレルやシーベルトといった放射線・放射能に関する量・単位の定義や計測等に関する国際的な勧告を実施している国際組織（1925年設立）

令和5年度F-REI トップセミナー（開催案）

福島県の創造的復興と発展を中長期的に支える地域の未来を担う若者世代等を対象とした人材育成の取組の一環として、福島県内の大学、高等専門学校、高等学校の学生・生徒を対象に、最先端の科学技術の魅力と可能性等に関し、F-REIトップ陣によるセミナーを行うもの。

トップセミナーの概要

○開催時期：令和5年5月～令和6年3月

（対象機関との調整により順次実施）

○講師：山崎光悦理事長予定者ほか

F-REIトップ陣（F-REIの役員や各研究分野の分野長など：学校側からの指定は不可）



○実施内容：

- それぞれの学校等における1授業時間枠内を想定
- 実施校側で確保する施設を利用した対面開催を基本
（新型コロナウイルス感染症の動向等も考慮の上、オンライン等により実施の可能性もあり）
- 以下に関する講義を実施
（一部、学生・生徒との双方向のやり取りも含む）
 - 最先端の科学技術の魅力と可能性
 - 学ぶことの重要性と未来をどう築くか
 - F-REIの役割と将来像

等

実施対象

○実施対象：

福島県内の大学、高専、浜通り地域等の高等学校

（注）実施当日の会場確保・設営、機器等環境の整備、当日の運営等については、各対象学校において対応いただくものとする。（謝金、旅費等は一切不要）

実施スケジュール

○スケジュール

- ～3月 対象学校等との調整、実施予定校及び日程の内定
- 4月～ 実施日程等の正式決定
- 5月～ 順次実施

第1回 F-REI法定協議会の開催に向けて

○ 開催に向けたスケジュール

3月下旬	開催日時及び開催場所の決定
4月上旬	構成員候補者に対する意向確認（4月14日まで）
5月上旬	第1回F-REI法定協議会総会 開催

○ 協議会における主な議事（案）

- 協議会運営要領について
- ワーキンググループの設置について
- 第1期中期目標及び中期計画等について
- 当面のスケジュールについて

○ 協議会の開催方式（案）

- 対面開催を原則とする（代理出席・書面出席を可とする）
- 議事は原則公開とするが、議長が必要と認める場合は、一部を非公開とすることができる
- 総会の議長は、F-REI理事長が務める
- 総会の開催前後に、開催市町村の現地視察等を調整予定
- 総会への出席のための旅費・日当は支給しない

F-REI法定協議会の総会及びワーキンググループ（たたき台）

		主な任務	構成員 (F-REI以外)	その他
協議会総会		各WGでの議論・決定等を踏まえた、新産業創出等研究開発施策の実施に関する司令塔機能の発揮	構成員すべて	浜通り地域等15市町村の持ち回り開催を検討
研究 開発等 WG	ロボット分野SG(サブグループ)	◆ 研究開発における役割分担の明確化や重複の排除等による最適な研究開発体制の構築(研究開発力を結集するための目標やビジョンの共有)	ロボット分野に関する研究機関等の研究者・技術者 など	対面会議や開催形式にこだわらず、web会議やメール等を活用し、効率的な情報共有や調整を行う
	農林水産業分野SG		農林水産業分野に関する研究機関等の研究者・技術者 など	
	エネルギー分野SG	◆ 研究成果の実用化や新産業創出につなげるための産学連携体制の構築	エネルギー分野に関する研究機関等の研究者・技術者 など	
	放射線科学・創薬医療分野SG	◆ 研究開発機能を活用した連携大学院制度やリサーチアシスタント制度等の人材育成の推進	放射線科学・創薬医療分野に関する研究機関等の研究者・技術者 など	
	放射線の産業利用分野SG	◆ 規制緩和等制度の運用の改善に関する提案	放射線の産業利用分野に関する研究機関等の研究者・技術者 など	
	原子力災害に関するデータや知見の集積・発信分野SG	◆ その他F-REIの研究開発、産業化、人材育成の機能発揮に必要な情報共有等	原子力災害に関するデータや知見の集積・発信分野に関する研究機関等の研究者・技術者 など	
広域連携WG		◆ 研究開発・産業化・人材育成の取組におけるF-REIを核としたパートナーシップによる広域連携体制の構築	復興庁、福島県、15市町村など	

1. WG・SGの設置、WG座長の指名、構成員の委嘱等は、F-REI理事長が行い、協議会総会に報告する。
2. WGの構成員は、関係する協議会構成員のほか、関係する大学等研究機関、民間団体・企業などWG座長が必要と認める者の中から委嘱する。
3. WG・SGは必要に応じ、他のWG・SGと合同で開催することができる。
4. WGにおける決定事項は、協議会総会において承認された時点で、「協議会において協議が整った事項」となる。